

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 9 月 16 日現在

機関番号：12201

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2014

課題番号：25590030

研究課題名(和文) 原発震災後の人間の安全保障の再検討 北関東の被災者実態調査に基づく学際的考察

研究課題名(英文) Reexamination of Human Security After the Fukushima Nuclear Disaster-Research on the Current Situation of Displaced Peoples in the North Kanto Area of Japan-

研究代表者

重田 康博 (shigeta, Yasuhiro)

宇都宮大学・国際学部・教授

研究者番号：60330958

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題では、原発震災の影響について研究が不十分であった北関東に焦点を当て、避難者の疲弊、被災者の放射能汚染に対する不安という実態を明らかにし、ガバナンスと人間の安全保障の危機を浮き彫りにした。国内では、新潟県等で創発的に行われてきた支援が、北関東では機能していないガバナンス上の課題の重要性を提示し、市民社会の役割の重要性を示唆した。更に、国内各レベルにおいて権利が侵害される構造の背後には、国際的な健康リスクの過小評価という多層的な問題構造も明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research focuses on the North Kanto area of Japan where there has not been enough research regarding the consequences of the 2011 nuclear disaster. This paper will examine the impoverishment of displaced peoples amidst stressful conditions under which they continue to live where levels of radiation contamination are unclear. This research makes clear the dangers of a crisis in governance and human security in Japan where the safety of its own people cannot be guaranteed. This paper discusses newly established support systems provided by the people of Niigata and others at local levels in demonstrating that local support has become a key element in North Kanto area where a lack of effective governance is apparent and support at local levels has become increasingly important. In any event, it is clear that amidst violations of rights at every level domestically, the continuing underestimations of international health risks present manifold problems.

研究分野：政治学(国際NGO研究)

キーワード：ガバナンス 市民社会 放射能汚染 北関東(栃木・茨城・群馬) 原発震災 人間の安全保障 被災者の実態調査

## 1. 研究開始当初の背景

人間の安全保障が1994年の『人間開発報告』のなかで初めて定義された際には、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」を中核に据えた概念として提唱され（UNDP, *Human Development Report 1994*, 1994）、紛争地域における住民の保護とひとり一人の当事者の能力開発に向けた取り組みを求めるとの理解が定着してきた（人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題』朝日新聞社 2003年）。

その結果、人々の保護と能力開発という課題は、日本の外交及び援助に関する政策立案において重視されてきた。また先行研究を概観しても、いわゆる「低開発国」や「破綻国家」と言われる発展途上国における政策課題として人間の安全保障が研究されることが一般的であった（武者小路公秀編著『人間の安全保障 国家中心主義をこえて』ミネルヴァ書房、2009年他）。それは、戦後の日本において生存権が脅かされる経験が比較的少なく、また急激な経済成長の恩恵を受けて、人間の安全保障を自らの課題と認識する機会が乏しかったことに起因している。

しかし、国際原子力事象評価尺度レベル7と評価されている東京電力福島第一原発事故（以下、原発事故）が発生し、福島のみならず栃木、茨城、群馬など北関東を含む多くの地域が放射能に汚染されたために、現代に至るまで避難や防護を余儀なくされている住民が多数存在している。このような事態に直面している現代日本においても人間の安全保障概念はその重要性を増していると考え、本研究を企画するに至った。

## 2. 研究の目的

原発事故の放射能汚染地域でありながら、これまで十分に研究されてこなかった北関東地域の被災者が直面している問題に、当事者、地域社会、自治体、政府、国際機関、市民社会等の多様なアクターが、いかなるリスク評価に基づいてどのように対応しているのかに関するガバナンスに注目し、実態調査に基づいた学際的な分析を行う。最終的には災害や環境破壊にも適用可能な「人間の安全保障」概念の提案と、当事者のニーズを反映した政策提言を目指した。

## 3. 研究の方法

(1) 被災者の実態調査、(2) ガバナンス研究、(3) 人間の安全保障研究を3つの柱とした。これらを統合させる形で以下の手順に基づき研究を進めた。

人間の安全保障研究：これまでの被災者実態調査業績をふまえ、理論的に関連先行研究を整理する。

ガバナンス研究：の理論的示唆をもとに、被災者を取りまく状況分析のため、理論的・実証的両側面から論点を整理し方法論を考案する。

被災者の実態調査：北関東（栃木・茨城・群馬）に焦点を当て、これまでの調査実績をふまえ、北関東における統一広域アンケートを実施。

被災者の実態調査：統一広域アンケート結果の3県比較、当事者再確認・他地域との比較を行い、重要課題の抽出・再確認をする。

ガバナンス研究：、で抽出された重要問題について焦点を当て、アクター分析を

行い、ガバナンスの視座から考察する。

人間の安全保障研究□：上述の成果をふまえ、人間の安全保障に関する理論的示唆をまとめるとともに、政策反映の可能性について理論的実践的観点から考察する。

## 4. 研究成果

### (1) 被災者の実態調査

被災者の実態調査は 避難者の実態調査、放射能汚染地域を抱える北関東地域の住民の実態調査、の二つに大別して進めた。

まず、避難者の実態調査であるが、本研究プロジェクト開始に先立って、平成24年度に、本研究チームの研究分担者（阪本、西村、原口）が連携し、各県や市町村等と協力しながら自治体が有する避難者名簿を活用して避難者アンケートをすでに実施していた。平成25年度は、これらの先行的に実施していたアンケートをふまえた上で、栃木県および茨城県において追加的アンケートを実施した（研究業績：雑誌論文）。他方、平成26年度は、本研究チームとしては新たにアンケート調査を行わず、平成25年度までの実態調査と、既存の自治体アンケート（新潟県、山形県：平成23-26年度）および平成26年度の福島県による全国アンケート調査を横断的に分析し、原発避難者の実情の量的把握につとめた（研究業績：雑誌論文、）。

その結果、不確かな生活基盤のまま、家族が離散し母子避難をし、経済的困窮に直面し、心の平穏を奪われ、心身とも不調にある避難者が、広範に存在していることが明らかになった。さらには、そのような深刻な事態にありながら、避難者の大半は放射線影響を深く憂慮し、将来生活の青写真が描けないことも判明した。「住まいのこと」「身体の健康のこと」「生活資金のこと」「心の健康のこと」「放射線影響のこと」「仕事のこと」など多岐に渡り不安が高く、加えて、先行き不安、避難先での暮らしや環境の変化、家族離ればなれの生活による孤独感、賠償関係の悩み（研究業績：雑誌論文）余裕がない、子育て上の悩みも増え、避難生活が厳しさを増し避難者が疲弊していることが明らかにされた。

次に放射能汚染地域を抱える北関東地域の住民の実態調査としては、25年度に子育て世帯を対象に、原発事故直後の被災状況と食生活、健康調査の必要性等に関する共通項目を設けたアンケート調査を栃木県（回収数2,202件）、茨城県（同690件）、群馬県（同1,434件）において実施し、その結果を公表してきた（研究業績：雑誌論文、）。調査結果を分析すると、放射能汚染が子どもの健康にもたらす影響について保護者の多数が不安を感じていること、その結果として出荷制限がかかった食品等を回避する行動がみられたこと、さらに子どもの健康調査を希望する世帯が多く存在することが明らかになった。栃木県では26年度も民間の甲状腺検査を受検した97世帯に追加アンケート調査を実施したところ、国や自治体が健康調査を実施するよう希望する回答が98%にのぼった。

### (2) ガバナンス研究

実態調査に基づくガバナンス上の課題  
本研究における実態調査では、原発避難者や放

射能汚染地域の被災者が極めて困難な状況におかれ続けていることが明らかになった。言い換えれば、原発事故後 4 年近くたった今日においても、救済が適切になされているとは言い難い状況が厳然としてある。その理由として、災害救助法が有する限界や、自然災害と原発災害の峻別ないままに政府の復興予算が決定されるといった問題点が、既存の先行研究においてすでに指摘されている。

かつてない原発避難に対応する法制度を欠いた中、避難者に命綱のような支援を面的に展開したのは、各主体の「創発的」対応であったことが、本研究で明らかにされた(研究業績:雑誌論文、図書)。たとえば、「住まい」については、極めて早期の厚生労働省の判断で、災害救助法の弾力運用が決まり、民間借上げ仮設住宅が提供されることになった。同法の運用方法、すなわち避難者受入の受付期間や警戒区域等外からの避難者を受入れ可否については、都道府県の判断に委ねられたが、度重なるアンケート調査により避難者状況を深く把握していた山形県や新潟県は、比較的早い時期から自主避難を含む世帯へ、比較的長期にわたり、門戸を開きつづけた(研究業績:雑誌論文)。アンケート調査からも、民間借上げ住宅が高割合で避難者に利用されていることが明らかにされており、同制度は今日に至るまで、とりわけ経済的苦境にある自主避難者にとって命綱のような存在である。しかしながら、民間借上げ仮設住宅は、当初 2 年間を入居期間と定められており、その後は単年度で延長更新が続けられてきた。この不安定な住まいのありようが、長期化する原発避難の実態には全く合致しておらず、避難者に苦悩を与え受入自治体にも困惑をもたらしている。延長更新の長期化や転居の容認等の制度改正等が喫緊の課題といえよう。また、長期化する避難の行政ニーズに対応するために、避難者登録システムへの登録により、住民票を移さなくても、避難先の自治体で母子健康診断や予防接種などの一定の行政サービスを受けられるようにした原発避難者特例法も画期的であった。にも拘らず、行政サービスを受けられない世帯が少なからずあるとアンケート調査が示していることは、同法の適用地域が制限されたがために、実際に支援を必要としながら支援からこぼれおちる避難者が多いことを示している。こうした事態は、受入れ自治体に混乱をも招いているため、受入れ自治体自身に求償権を付与したり、より多くの裁量を委ねたりする制度改正も必要であろう。

他方、放射能汚染地域を抱える北関東地域については、健康不安や支援ニーズが存在するにも拘わらず、除染や健康調査が広く公費で行われてきた福島県とは異なり、北関東 3 県では公的支援が限定されていることが、本研究を通して明らかになった。特に 2012 年に成立した「原発事故子ども・被災者支援法(以下、支援法)」による支援対象地域から福島県以外の汚染地域が外れたことに伴い、現在に至るまで子どもたちの健康を享受する権利が十分に保障されていない状況が続いている(研究業績:雑誌論文、 )。緊急に、ガバナンス上の課題を洗い直す必要が有ろう。

ガバナンスと市民社会の役割

本研究では、原発被災者・避難者の置かれている状況が人間の安全保障に関わる問題であると捉えていることから、原発事故の被災者に支援を行い、国家に対して政策提言や住民参加の働きかけを行う市民社会について、ガバナンスに関わるアクターとしての立場からその役割と課題を分析した。すなわち、福島県被災者・避難者と途上国の脆弱で周辺化された立場にある人々の共通性と彼らへの権利擁護の必要性を明らかにし、国家と市民社会のあり方に関して考察した。

第 1 に、人間の安全保障の定義、包括概念、活動できるアクターについて取り上げ、中でも本研究で取り上げる NGO・NPO を含めた市民社会は人間の安全保障において重要なアクターであることが認識された。

第 2 に、原発事故被災者の支援の現状と課題として、宇都宮大学「福島乳幼児妊産婦支援プロジェクト」では、福島県内・栃木県内等で調査を実施した結果、福島県内避難者、県外避難者、特に女性や子どもの権利が侵害されているが実証された。しかし、福島県内避難者、県外避難者、特に女性や子どもの権利を擁護するための「支援法」と国連人権理事会のアナンド・グローバー氏による『グローバー勧告』は、政府の沈黙や反論によってうまく機能していない現状があることが明らかにされた。

第 3 に、市民社会の立場から、国家に対して政策提言や住民参加の働きかけを行う市民社会組織へのインタビュー調査が行われた。具体的には、福島県内外で特に女性や子どもへの支援を行っている NPO、国際協力 NGO、福島の NPO ネットワーク、国際協力 NGO ネットワーク団体への調査結果から、市民社会による支援活動の現状分析を行い、NGO・NPO 側、住民側、国側、のそれぞれの課題が指摘された。

最後に、原発被災者・避難者に対する支援を巡る国家と市民社会の関係のあり方について検証された課題によって、被害者・避難者の選択権が侵され、人間一人一人の選択権が保障されず人間の安全保障への脅威であることが明らかにされた。特に福島県乳幼児を含めた子どもや女性たちなど脆弱な立場にある人々は南の国々において強制的に「周辺化された立場に追いやられた人々」との共通性が見出された。ガバナンスに関わるアクターとして、NPO・NGO を含めた市民社会の役割は、国家や自治体ができないこれらの「周辺化された立場に追いやられた人々」への人道的支援を行うことである。今後市民社会は、国家によるグローバル化を進める国々にそのような脆弱で周辺化された人々の権利擁護をどのように求めるのかが提起された(研究業績:雑誌論文)。

### (3) 人間の安全保障研究

本研究の挑戦的な側面を示す特徴とは、従来は国外における紛争や貧困問題への対応に際して政策指針とされてきた人間の安全保障概念を、日本国内の問題、すなわち福島原発事故を受けて避難や防護を余儀なくされている被災者を取り巻くガバナンスの危機的問題を分析する枠組みとして、採用していることである。

1994年に国連開発計画（UNDP）によって定義された時点から、人間の安全保障は経済、食品、健康、環境、個人、共同体、政治の7つの構成要素によって成り立つ分野横断的な概念として用いられてきた。そして2012年に採択された人間の安全保障に関する初の国連総会決議（66/290）においても「平和、開発及び人権の相互関連性を認識し、市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利を等しく考慮に入れるもの」とされたことから明らかなように、人々の生活に関わる広範な権利の保障があって初めて人間の安全が保障されるという認識枠組みは、先進国、途上国を問わず適用可能な概念として捉えることが可能である。

こうした概念の普遍的・分野横断的な性質を踏まえれば、同時並行的に進めてきたガバナンス研究や被災者の実態調査によって明らかになった数多く問題点は、被災者の人間の安全保障を脅かす要因となっていると結論付けられよう。避難区域以外から避難をして被ばくを避ける権利、避難先の受入自治体ごとに格差のない行政サービスを受容する権利、汚染地域に残留しながらも子どもたちを低線量被ばくから適切に防護する権利、健康不安に対応するために希望する健康調査を受ける権利、これらの権利を保障するために必要な情報を得る権利等、関連する多くの権利が十分に保障されていない現状は、先進国である現代日本社会においても人間の安全保障の危機がもたらされ得ることを示しているのである。さらに、このような危機的な状況の背景には、米ソ冷戦期の核開発競争の過程で低線量被ばくの健康リスクが過小に評価されてきたという政治的要因があり、国際原子力機関（IAEA）、原子放射線の影響に関する国連委員会（UNSCEAR）、世界保健機構（WHO）などの国連機関もこうした構造の一部に取り込まれてきたというグローバルな問題構造が存在するのである（研究業績：雑誌論文、）。

以上の研究成果から明らかになったことは、被災者の人間の安全保障が確保されるためには、国内レベルにおいて自治体、政府、民間団体等の連携による支援ニーズへの対応が必要であると同時に、国際レベルにおける権利の保障のための問題提起と政策変更もまた不可欠であるという、多層的な問題構造への対応であると言える。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計11件）

重田康博「原発震災後の被災者支援を巡る国家と市民社会のあり方に関する考察—市民社会の役割と課題—」『宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター年報』第7号、45-55頁、2015年3月（査読無）。

句坂宏枝・阪本公美子「栃木県における避難者の損害賠償の現状—区域・家族構成に焦点を当てて—」『宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター年報』第7号、32-44頁、2015年3月（査読無）。

高橋若菜「原発広域避難者の実情の量的考察—福島隣県5県における広域避難者アンケート調査を題材として—」『環境と公害』岩波書店、

2015年（掲載決定）（査読有）。

清水奈名子「危機に瀕する人間の安全保障とグローバルな問題構造—東京電力福島原発事故後における健康を享受する権利の侵害—（前編）」『宇都宮大学国際学部研究論集』第39号、37-50頁、2015年2月（査読無）、<http://hdl.handle.net/10241/9605>。

清水奈名子「危機に瀕する人間の安全保障とグローバルな問題構造—東京電力福島原発事故後における健康を享受する権利の侵害—（後編）」『宇都宮大学国際学部研究論集』第39号、51-66頁、2015年2月（査読無）、<http://hdl.handle.net/10241/9606>。

高橋若菜「福島県外における原発避難者の実情と受入自治体による支援—新潟県による広域避難者アンケートを題材として—」『宇都宮大学国際学部研究論集』第38号、35-51頁、2014年9月（査読無）。

<http://hdl.handle.net/10241/9507>。

阪本公美子・句坂宏枝「3.11震災から2年半経過した避難者の状況—2013年8月栃木県内避難者アンケート調査より—」『宇都宮大学国際学部研究論集』第38号、13-34頁、2014年9月（査読無）、<http://hdl.handle.net/10241/9506>。

清水奈名子「原発事故子ども・被災者支援法の課題—被災者の健康を享受する権利の保障をめぐる—」『社会福祉研究』119巻、10-18頁、2014年4月（査読無）。

重田康博「グローバル化時代における国家と市民社会の公共圏を考える」『宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター年報』第6号、22-39頁、2014年3月（査読無）。

西村淑子「福島原発事故の被害と国の責任」『群馬大学社会情報学部研究論集』学部創設20周年記念特別号、61-75頁、2013年10月（査読無）。

<http://hdl.handle.net/10087/8572>。

原口弥生「低認知被災地における市民活動の現在と課題—茨城県の放射能汚染をめぐる問題構築」『平和研究（「3.11」後の平和学）』第40号、9-30頁、2013年9月（査読有）。

〔学会発表〕（計12件）

重田康博「原発震災後の被災者支援を巡る国家と市民社会のあり方に関する考察—市民社会の役割と課題—」2014年国際開発学会第25回全国大会企画セッション「原発震災後の人間の安全保障の再検討」、千葉大学（於：千葉）2014年11月30日。

高橋若菜「原発広域避難者の実情把握と生活再建に向けたガバナンス上の課題—福島隣県5県における広域避難者アンケート調査を題材として—」2014年国際開発学会第25回全国大会企画セッション「原発震災後の人間の安全保障の再検討」、千葉大学（於：千葉）2014年11月30日。

清水奈名子「3.11原発震災と継続する『人間の安全保障』の危機—栃木県における被害の実態とグローバルな問題構造—」2014年国際開発学会第25回全国大会企画セッション「原

発震災後の人間の安全保障の再検討」千葉大学（於：千葉）2014年11月30日。

重田康博「原発震災後の開発研究の再検討 - 被災者・避難者の困難と課題」『原発震災シンポジウム』国際開発学会「原発震災から再考する開発・発展のあり方」研究部会他（於：東京）2014年7月25日（基調講演）。

原口弥生 “Civil Movements in Low-Recognized Disaster Affected Areas,” 世界社会学会議 (ISA)・横浜大会、RC24 (Environment and Society) Session Environment, Governance and Risk、(於：神奈川) 2014年7月17日。

原口弥生 “Toward the Inclusive Resilience for Both Individuals and Community,” 世界社会学会議 (ISA)・横浜大会、RC39 (Disaster) Session From Disaster to Lessons Learned: Citizen Resilience and Government Accountability in the Aftermath of Disasters、パシフィコ横浜（於：神奈川）2014年7月13日。

原口弥生「市民運動による政治的機会の形成とその課題-低認知被災地における問題構築」日本平和学会 2014年春季研究集会「3.11以降の平和研究 学問の社会的責任を問う」部会での口頭発表、神奈川大学（於：神奈川）2014年6月22日、招聘講演。

原口弥生「東日本大震災・原発事故以後の環境リスク認知と対処行動（その2）～事故後のリスク回避行動～」第48回環境社会学会大会「一般報告」での口頭発表、名古屋市立大学（於：愛知）2013年12月14日。

清水奈名子「主権国家体制の暴力性と平和研究の課題」日本平和学会 2013年秋季研究集会「平和学会の方法と実践」分科会での口頭発表、明治学院大学（於：東京）2013年11月10日、招聘講演。

重田康博・阪本公美子・匂坂宏枝（他2名）編「企画セッション：原発事故から2年、第5回アフリカ開発会議(TICAD V)年に問い直す開発と発展、アフリカにおける経済成長と内発的発展」『国際開発学会 第14回春期大会 企画セッション共通論題シンポジウム報告書』1-33頁、2013年6月8日。

原口弥生 “Building Resilience in Post Disaster Communities,” 第47回日本アメリカ学会大会、Workshop B “Pacific Worlds: Shared Environments, Sustainable Futures”、東京外国語大学（於：東京）2013年6月2日、招聘講演。

田口卓臣・高橋若菜・阪本公美子・重田康博・舩田クラセンさやか「原発震災後の被災家族の現状と課題-福島・北関東・新潟の乳幼児・妊産婦世帯へのアンケートに基づいて-」2013年国際開発学会春期大会ポスター発表、宇都宮大学（於：栃木）2013年6月3日（査読有）；『宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター年報』第6号、91-96頁、2014年3月。

〔図書〕(計3件)

高橋若菜・田口卓臣編著『お母さんを支えつづけたい-原発避難と新潟の地域社会』本の泉社、2014年12月、全72頁（査読無）。

原口弥生（他8名、4番目）『災害とサステイナビリティ-災害リスク対応における社会的公正』『現代文明の危機と克服 地域・地球的課題へのアプローチ』日本地域社会研究所、47-64頁、2014年4月（査読無）。

清水奈名子『『人間の安全保障』の危機と『保護する責任』』吉川元他（編）『グローヴァル・ガバナンス論』法律文化社、286-298頁、2014年2月（査読無）。

〔その他〕

清水奈名子・阪本公美子・匂坂宏枝他「原発避難を語る 福島県から栃木県への避難の記録（公開用）」栃木避難者母の会・F S P編集委員会、2015年2月。

清水奈名子・阪本公美子・匂坂宏枝他「原発避難を語る 福島県から栃木県への避難の記録（教材用）」栃木避難者母の会・F S P編集委員会、2015年2月。

阪本公美子・清水奈名子・高橋若菜・田口卓臣「コラム 福島乳幼児・妊産婦支援プロジェクト」宇都宮大学国際学部編『世界を見るための38講』下野新聞社、2014年11月、68-70頁。

阪本公美子編『足尾銅山鉍毒事件・水俣病事件・原発震災から学ぶ』報告書、2014年11月。

阪本公美子「ブックガイド-私たちは原発災害にどう向き合い地域再生にとりくめるか」『農業と経済』第80巻、第9号、p.120、2014年9月。

清水奈名子「放射線による健康影響への不安-原発事故後の暮らしを考える-」栃木県健康増進課主催放射線による健康影響に関する意見交換会、国際医療福祉大学（於：栃木）2014年8月24日。

清水奈名子「健康に対する権利と被災者の現状-栃木県からの報告-」関西学院大学災害復興制度研究所研究会（於：東京）2014年7月19日。

清水奈名子「原発事故と栃木県の被災状況-子育て世帯の健康不安を中心に-」福島大学大学院東京サテライトキャンパス（於：東京）2014年5月30日。

清水奈名子「健康に対する権利と被災者の現状-栃木県における乳幼児保護者アンケートから-」アナンド・グローバー氏来日シンポジウム「福島原発事故後、健康の権利をどう実現できるか? : その現状と見地」同志社大学（於：京都）2014年3月22日。

阪本公美子他「水俣から栃木にて学ぶ-水俣病受難者の方々の体験と足尾鉍毒事件・原発震災」『宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター年報』第6号、111-118頁、2014年3月。

西村淑子「平成25年度 群馬大学地域貢献事業 放射能汚染に関する意識・行動調査報告書」2014年3月。

重田康博・清水奈名子・西村淑子・原口弥生・高橋若菜・阪本公美子・匂坂宏枝「終わらない3.11 原発震災の被害—北関東の被災者・福島県からの避難者調査から考える」シンポジウム、宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター・明治学院大学（於：東京）2014年2月8日；『福島乳幼児・妊産婦支援プロジェクト(FSP)報告書 2013年4月～2014年2月』CMPS FSP、45-99頁、2014年3月。  
重田康博・清水奈名子・阪本公美子・匂坂宏枝「原発事故による栃木県内避難者、栃木県北の乳幼児保護者アンケート報告会—子ども被災者支援法の行方—」宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター（於：栃木）2013年12月15日；『福島乳幼児・妊産婦支援プロジェクト(FSP)報告書 2013年4月～2014年2月』CMPS FSP、13-43頁、2014年3月。

原口弥生「福島第一原発事故後のリスク回避行動と日常生活の変化」2011-2013年度科研費・基盤研究(B)研究成果報告書『東日本大震災・原発事故以後の生活と環境意識についての調査報告書』、13-39頁、2014年3月。

田口卓臣・辰巳雅子『ペラルーシから学ぶ私たちの未来—チェルノブイリ原発事故と福島原発事故を振り返る』宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター、2013年。

田口卓臣「ギュンター・アンダース—世界の終わりと人間の終わり」(クリストフ・ダヴィッド、佐藤嘉幸、渡名喜庸哲との共同講演)東京大学大学院総合文化研究科・共生のための国際哲学研究センター（於：東京大学駒場キャンパス）2013年11月1日。

原口弥生、他「広域避難の実態把握にもとづく避難者支援の枠組み評価」平成24年度茨城大学復興支援プロジェクト調査研究報告、99-106頁、2013年7月。

宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター福島乳幼児妊産婦支援プロジェクト・ホームページ、

<http://emps.utsunomiya-u.ac.jp/>。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

重田 康博 (SHIGETA, Yasuhiro)

宇都宮大学国際学部・教授

研究者番号：60330958

### (2) 研究分担者

高橋 若菜 (TAKAHASHI, Wakana)

宇都宮大学国際学部・准教授

研究者番号：90360776

清水 奈名子 (SHIMIZU, Nanako)

宇都宮大学国際学部・准教授

研究者番号：40466678

阪本 公美子 (SAKAMOTO, Kumiko)

宇都宮大学国際学部・准教授

研究者番号：60333134

西村 淑子 (NISHIMURA, Toshiko)

群馬大学社会情報学部・教授

研究者番号：80323327

原口 弥生 (HARAGUCHI, Yayoi)

茨城大学人文学部・教授

研究者番号：20375356

### (3) 連携研究者

船田クラークンさやか (FUNADA C. Sayaka)

東京外国語大学大学院・准教授

研究者番号：70376812

西崎 伸子 (NISHIZAKI, Nobuko)

福島大学行政政策学類・准教授

研究者番号：40431647

真崎 克彦 (MASAKI, Katsuhiko)

甲南大学マネジメント創造学部・教授

研究者番号：3036537

田口 卓臣 (TAGUCHI, Takumi)

宇都宮大学国際学部・准教授

研究者番号：60515881

### (4) 研究協力者

匂坂 宏枝 (SAGISAKA, Hiroe)

宇都宮大学・研究支援者